

未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月から国・地方の取り組みとして子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国民健康保険制度における子どもの均等割を軽減することとなりました。

飯山市における国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で税額を算出していますが、そのうちの均等割について所得制限を設けず、5割を軽減するというものです。

対象は、未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日）で、生まれてから小学校に入るまでの期間、その均等割税額について軽減し、既に均等割税額の軽減が適用されている世帯についても軽減後の均等割税額の5割を軽減します。

なお、軽減した税額は公費により賄うこととされており、負担割合については国1/2、県1/4、市1/4の内訳となります。

※参考 飯山市における令和4年7月1日の状況（本算定時）

（単位：円）

区分	国保未就学児人数 (a)	1人あたり軽減額 (b)	軽減額 ((a) × (b))
軽減なし	25	14,900	372,500
7割軽減世帯	26	25,330	658,580
5割軽減世帯	25	22,350	558,750
2割軽減世帯	20	17,880	357,600
計	96	—	1,947,430

※「1人あたり軽減額」については、世帯の軽減額と未就学児の均等割の軽減がされた場合の金額